

公 告

契約担当官
陸上自衛隊小平学校
会計課長 大原 一裕

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
6KMU10000020		6KMD1AE0013 0001				12	
品名 または 件名							
5 7 号建物污水管改修工事（Ⅱ期）							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使 用 器 材 名							
数 量	単位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1. 00	ST						
納地または工事場所			引 渡 場 所				
小平校			管理課営繕班林技官（内 2 8 1）				
搬 入 場 所			納 期 ま た は 工 期				
			令和9年3月31日（水）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること
防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る等級がA、B、C、D等級であること
防衛省競争参加資格の「管工事」に係る等級がA、B、C等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊小平学校総務部会計課事務室及び陸上自衛隊小平学校

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：
入札日時場所：令和8年7月29日（水）10時00分 小平学校入札室(80号庁舎1階)

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

- (1) 令和7・8年度防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がD等級以上、又は「管工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がC級以上であること。
- (2) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 北関東防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（防整施（事）第150号（28.3.31）に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (6) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。但し、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のため必要な同意を得ている者は、この限りではない。
- (7) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であることとする。
- (8) 個別に現場説明を、管理課営繕班の担当者に調整して、役務の提供場所の確認及び説明を受けること。
 - ア 実施時期：令和8年7月8日～令和8年7月24日（土日祝を除く）
 - イ 実施要領：現場説明を希望する日程を希望日前日までに 12 その他（8）仕様書等に関する問合せ先の担当者と調整すること。

8 入札条件

- (1) 落札決定にあたっては入札書に記載された金額に当該金額の10%（軽減税率対象品目については8%）に相当する額（円位未満切捨て）を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者

者であるかを問わず、税抜き金額を入札書に記載すること。但し、入札結果については、事務処理上税抜き金額で発表する。

(2) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

9 保証金

(1) 入札保証金

第5項に示すとおり免除とするも、落札者が契約締結に応じない場合、入札金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額（以下、「落札金額」という。）の100分の5を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金

第5項に示すとおり免除とするも、契約者が契約を履行しない場合、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

10 契約書の作成

(1) 100万円以上の場合は契約書を作成する。

(2) 様式：建設工事請負契約書

11 入札無効

(1) 第2項に示す競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札

(2) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難いもの

(3) 電報、電話、FAXによる入札

(4) 郵便入札の場合、期限までに到着しなかった入札

(5) 個別の現場説明において確認及び説明を受けなかった者による入札

(6) その他入札に関する条件に違反した入札

12 その他

(1) 入札参加希望者は入札日当日までに工事費内訳明細書を提出すること。

(2) 郵便による入札は入札日前日の17時までに必着とする。また、入札書を持参する場合には、入札開始前までに会計課に提出するものとし、どちらの場合も事前に郵送等による入札を行う旨の連絡をすること。

(3) 郵便入札があった場合の再度入札の日時については別示する。

(4) 入札参加希望者は、入札実施までに資格決定通知書（写）を提出すること。

(5) 登録人以外が入札に参加する場合は、正式な代理権を証明する委任状を入札実施までに提出すること。

(6) 入札者は、入札書を提出するに当たり、入札心得等の内容を暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約する旨を記載すること。

(7) 入札及び契約事項に関する問合せ先

〒187-8543 東京都小平市喜平町2-3-1 陸上自衛隊小平学校 総務部会計課 契約班
TEL 042 (322) 0661 (内線347) (担当：秋山) FAX 042 (321) 0664 (直通)
MAIL fin-ksh@inet.gsdf.mod.go.jp

(8) 仕様書等に関する問い合わせ先

〒187-8543 東京都小平市喜平町2-3-1 陸上自衛隊小平学校 総務部管理課 営繕班
TEL 042 (322) 0661 (内線281) (担当：林)
MAIL lib-ks@inet.gsdf.mod.go.jp

表紙含：（9 枚）
仕様書番号：1 2 号
作成年月日：令和 8 月 5 月 1 4 日
作成部隊名：小平学校総務部管理課

5 7 号建物污水管改修工事（Ⅱ期） 仕様書

陸上自衛隊小平学校仕様書	
件 名	5 7 号建物污水管改修工事（Ⅱ期）
仕様書番号	1 2
作成年月日	令和 8 年 5 月 1 4 日
作成部課名	管理課 営繕班

- 1 工事場所：東京都小平市喜平町2－3－1 57号建物
- 2 工事概要：機械設備工事……………1式
建築工事……………1式

3 適用範囲
本仕様書は、陸上自衛隊小平学校で実施する「57号建物污水管改修工事（Ⅱ期）」に適用する。

- 4 一般事項
- (1) 本工事は、本仕様書及び共通仕様書に基づき実施する。
- (2) 図面及び仕様書に明記無き事項であっても、技術上当然必要な事項は監督官と協議の上実施する。

- 5 特記事項
- (1) 仕様書及び図示の内容は標準施工方法を示すものであり、現場の状況を考慮して、細部の取り扱い等については、監督官と協議した後施工すること。
- (2) 工事に先立ち、現地調査を実施の上施工すること。
- (3) 仕様書に記載する更新器具・型番については参考とし、同等性能を有する機器を使用できることとする。
- ただし、設置する器具については仕様書に記載の製品を使用する場合であっても入札の7日前までに機器使用が分かる資料を添えて官側へ通知し、了解を得ることとする。
- (4) 内装仕上げ材目地及び既設建具等の取り扱い部分については見切り材・シーリング等を用いて可能な限り隙間が出ないように仕上げること。
- (5) 壁面仕上については複層塗材CE又はEとし、形状についてはゆず肌とする。
- (6) 新設する天井ボードは突付けとする。ただし既存下地の関係上目透かし張りとする場合は、目地をシーリング材（SR-1又はMS-2）で充填すること。
- (7) 新設する天井点検口の細部位置は、既存天井ボード撤去後官側と打ち合わせを行い、天井内配管・配線の点検が容易な箇所に設置すること。
- (8) 塗装及びタイル幅木の色については既存に合わせた色味とする。
- (9) 撤去に伴い発生するビス穴・開口部等はモルタル・パテ等を用いて補修を行うこと。
- (10) コンベクター撤去箇所は、端部をプラグ止めとし、漏れがないことを確実に確認すること。
- (11) 既存配管との接続箇所は電蝕を起こさぬよう適切な継手を使用すること。
- (12) 配管貫通部は、必要最小径のはつりとし、新設配管設置後、モルタル又はロックウールなどを用いて隙間を充填すること。また、既存防水層はブチル等を流し込み補修を行うこと。
- (13) 配管の保温種別については、c・(ロ)・Ⅶとする。但し、結露の恐れがない配管は、保温を省略することが可能である。また、保温を実施する場合、その厚さについては監督官の指示による。
- (14) 工事実施室外に係る断水を伴う作業は官側と調整の上、実施日を決定すること。
- (15) 污水管は設置完了後、保温を実施する前に満水試験を行うこと。保持時間については30分以上とし、漏れがないことを確認した後に正常に通水することを確認し、その結果を官側に書面で提出すること。
- (16) 給水管については接続完了後に水圧試験を行い、異常のない旨を確認したのちに保温を実施すること。圧力については1.75MPa以上とし、保持時間は最小60分とする。但し、上記圧力が困難である場合は、監督官と調整の上圧力を定めること。併せて、その結果を官側に書面で提出すること。
- (17) 石綿含有調査について

下記部材については、工事に先立ち石綿含有の有無についての定性分析を行うこと。

番号	採取建物	部 位	規 格
1	57号建物	便所天井	シーリングボード（t=9.5mm）VE塗装
2	57号建物	洗面所天井	化粧石膏ボード（t=9.5mm）※二重張り

件 名	5 7 号建物污水管改修工事（Ⅱ期）	図面記号	2/9
図面名称	仕様書	縮 尺	—

共通仕様書

1 総 則

- (1) 本仕様書は、陸上自衛隊小平学校における各種工事及び役務について、共通的な必要事項を規定する。
- (2) 設計図書及び本仕様書に記載のない事項は、国土交通省制定の各種工事共通仕様書もしくは保全業務共通仕様書、製造者が規定する仕様並びに商習慣によるほか、工事・役務監督官（以下「監督官」という。）の指示による。

2 適用範囲

この共通仕様書の適用範囲は、本契約に関連する事項のみ適用する。

3 軽微な変更

納まり、取合せ等の為の軽微な変更は、監督官の指示により行う。この場合、請負金額の増減、又は納期の変更はしない。

4 使用材料

- (1) 使用材料は全て新品（官給品除く）とする。但し、仮設材料はこの限りでない。
- (2) 指定された材料は、選定に先立って見本を官側へ提出し、承認を受ける。
- (3) 使用材料は、官側の材料検査に合格したもののみ使用できる。
- (4) 検査に合格した材料であっても、使用時に監督官が変質または不良品と認めたものは、使用することはできない。
- (5) 材料は日本工業規格（J I S）等を標準とし、これらの規格の無いものについては官側の指示に従う。
- (6) 材料置場は、監督官の指示した場所とする。

5 指定作業の点検

- 以下の作業が終了した時には、官側の点検を受ける。この際、官側の承諾を受けなければ次の作業に着手してはならない。
- (1) 工事もしくは役務完了後に外部から明視できなくなる箇所
- (2) 官側からあらかじめ指定された作業

6 水道電気等の使用

作業に使用する水道、電気等を官側施設から受ける場合は、特記がある場合を除き、あらかじめ監督官と調整し、指示に従い使用する。但し、これらにかかる光熱水料は、請負者の負担とする。

7 諸法規等の遵守

請負者は、労働基準法、職業安定法、雇用保険法、労働者災害保険法の他、関係各法規及び防衛省の規定を遵守し、工事もしくは役務の円滑なる進捗を図る。

8 作業時間等

作業実施日及び時間については、原則として平日0 8 時3 0 分～1 6 時3 0 分までとする。但し、特記に記載する項目は、監督官と調整の上作業を実施すること。

9 後片付け

作業終了に際しては、作業場所の後片付け及び清掃を実施する。

10 発生材及び産業廃棄物の処置

- (1) 鉄くず等、官側へ引き渡す発生材は、発生材調書を提出し、監督官の指示により指定場所に集積する。
- (2) 産業廃棄物の処置については、「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、適切に搬出・処分を行うものとし、特記がある場合を除き、処分の証明書（マニフェストA及びB 2 ・D ・E 票）の写しを監督官に提出するものとする。
- (3) (2)の書類提出は、契約期間内に完了させるものとする。

11 石綿含有建材について

石綿含有の恐れがあり官側が特記仕様書にて必要と定める場合は、特段の指示がない限り請負者の責任において分析を実施のうえ、東京都へ事前調査結果報告書を提出すること。
ただし、官側において分析実施済の場合はその結果の写しを使用し届出を行えるものとする。

12 検査官による検査

- (1) 工事もしくは役務が完了したならば、官側に申し出て、検査官による検査を受ける。
- (2) 検査の結果不合格の箇所があった場合は、請負者の負担において直ちに是正し、再度検査を受ける。

13 物品等の返納

第11項の検査合格後、速やかに貸与されていた物品等（設計図書含む。）を官側に返納する。

14 請負者の責務

- (1) 現場代理人は作業時常駐とする。
- (2) 作業場所への作業員その他の出入りの管理、風紀衛生の取締り、及び火災、盗難、その他事故防止については、請負者責任でこれを管理する。
- (3) 作業場所は、常に材料その他の整理整頓及び清掃を行う。
- (4) 作業場所及びその周辺にある既設構造物に、損傷を及ぼさないよう十分な防護を施す。万一損傷を与えた場合には、請負者の負担において修復するものとする。
- (5) 請負者は、感染症法上で5 類以上に分類された感染症の症状が作業員にみられる場合は、厚生労働省が定める感染拡大防止に関するガイドラインに基づき、適正に管理する。

15 安全管理

- (1) 作業員は、安全管理に万全を期する。
- (2) 作業場所又はその付近で作業するときは、標示又は見張人を置く等、安全の確保に努める。

16 工程表及び作業計画

請負者は、請負契約成立後、監督官と事前協議のうえ、工程表を早期に官側に提出し、作業の手順及び作業計画について、承認を受けた後でなければ、作業を開始してはならない。

17 提出書類

請負者は、下記に示す書類・特記したもの及び監督官が別示する書類を提出する。

番号	提出書類名称	提出部数	提出時期等
1	工程表	2部	契約後速やかに
2	工事打合せ簿	必要の都度1部	契約後速やかに
3	現場代理人等通知書	2部	契約後速やかに
4	施工体制台帳	1部	下請契約を実施した場合のみ、作業開始までに
5	工事使用材料カタログ・承認図	1部	監督官の指示する範囲のみ、選定後速やかに
6	工事材料搬入報告書	2部	材料検査の都度
7	産業廃棄物管理票（写）	必要の都度1部	産業廃棄物が発生した場合のみ、竣工検査までに
8	産業廃棄物収集運搬業許可証／産業廃棄物処分業許可証（写）	必要の都度1部	産業廃棄物が発生した場合のみ、速やかに
9	工事写真	1部	竣工検査までに
10	完成通知書（竣工検査願を兼ねる。）	2部	工事完了後速やかに

18 写真撮影

- 請負者は、監督官の指示に従い、以下の作業等について撮影及び記録し、作業順に写真帳（A 4 版）に整理したものを提出する。なお、使用する撮影機器は、通信機能のないものとする。
- (1) 作業の前・後及び主要な作業実施の状況
- (2) 作業後に隠ぺいとなる箇所
- (3) 搬入材料（搬入の都度、全数量・規格がわかるように撮影する）
＊（社）公共建築協会「工事写真の撮り方（改訂第2 版）建築編」、「工事写真の撮り方（改訂第2 版）建築設備編」を参考に整理する。

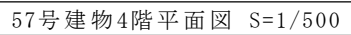
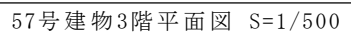
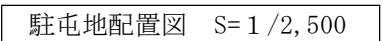
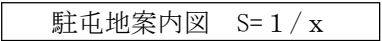
19 疑 義

設計図書に明示なき事項、又はその内容において疑義が生じた場合には、請負者は官側に申し出て協議を行うものとする。

20 連絡調整先

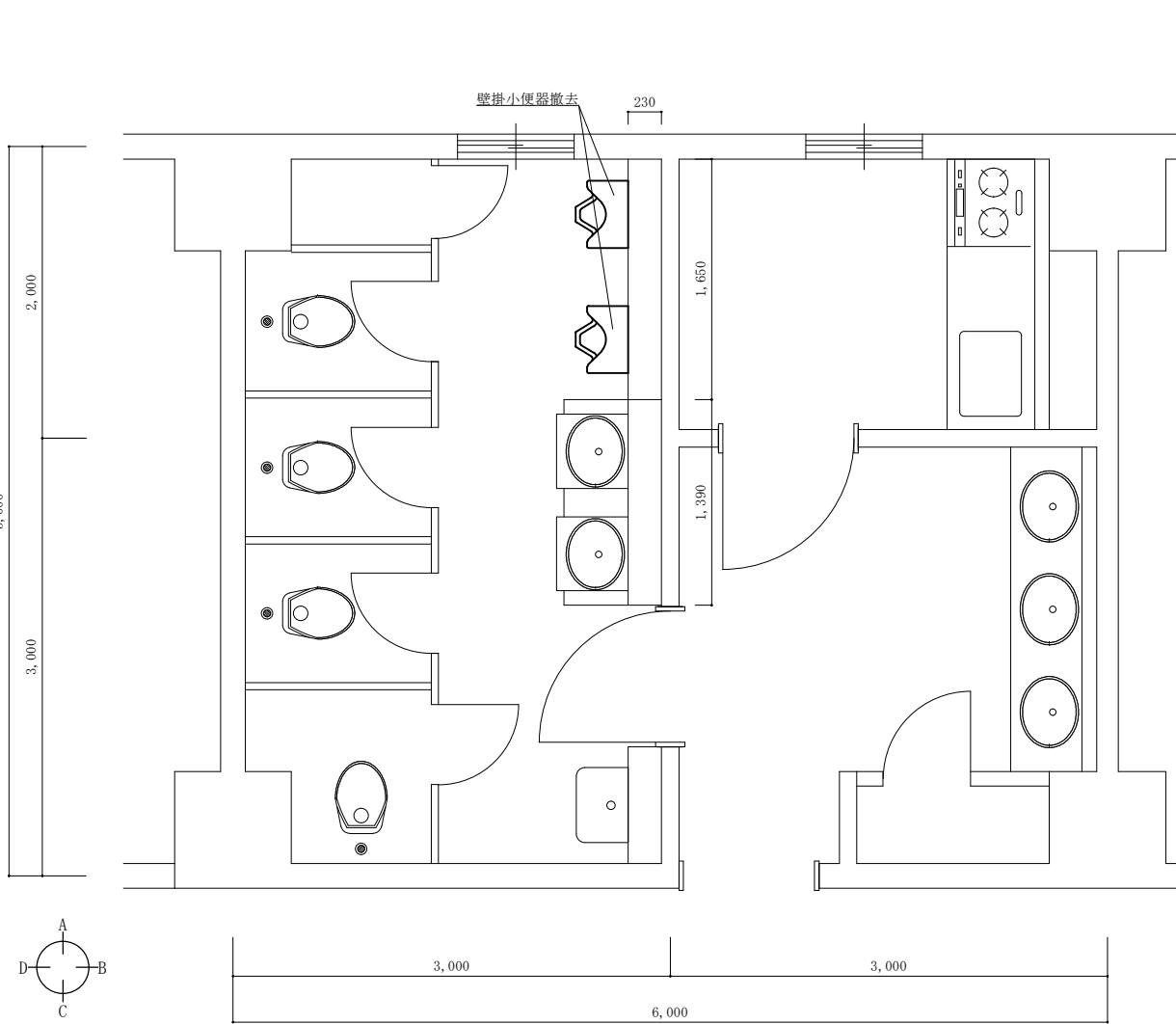
陸上自衛隊小平学校 総務部 管理課 営繕班
T E L 0 4 2 － 3 2 2 － 0 6 6 1 内線 2 8 1、2 8 2
調整時間においては、原則として1 2 時0 0 分～1 3 時0 0 分を除く、平日0 8 時1 5 分～1 7 時0 0 分までとする。

件 名	57号建物污水管改修工事（Ⅱ期）	図面記号	3/9
図面名称	共通仕様書	縮 尺	—

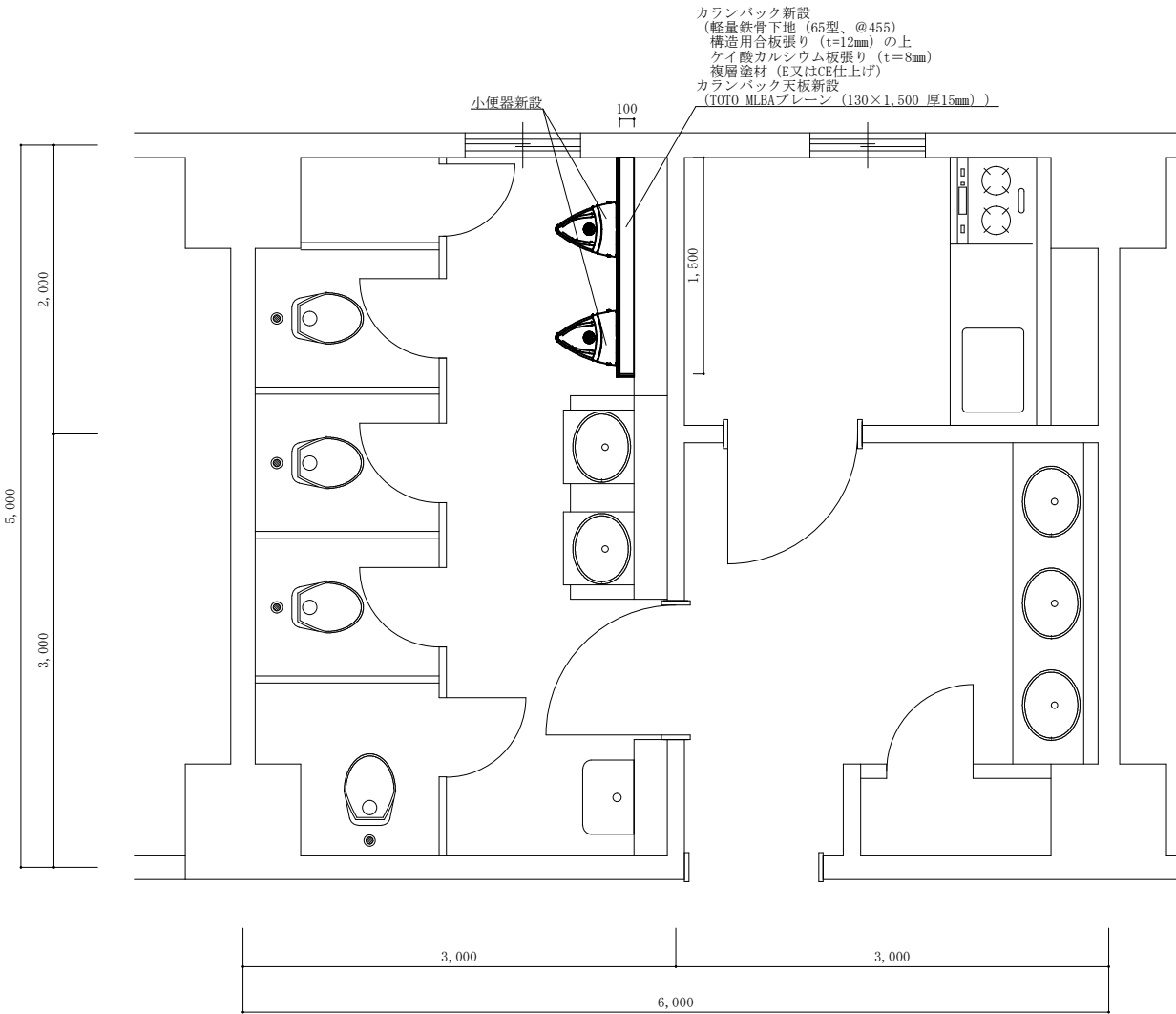


 工事実施場所
 養生範囲

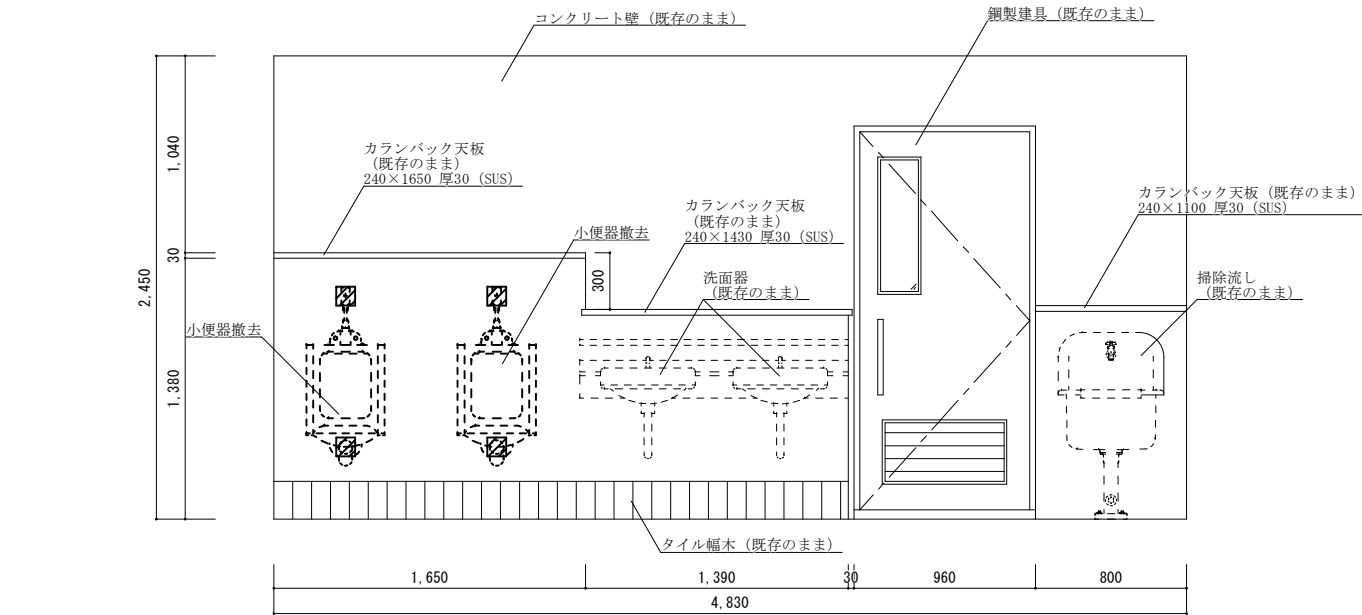
件 名	5 7 号建物污水管改修工事（Ⅱ期）	図面記号	4/9
図面名称	案内図、配置図、57号建物3・4階平面図	縮 尺	—



便所・洗面所・調理室平面図（4階）（改修前）S=1/50

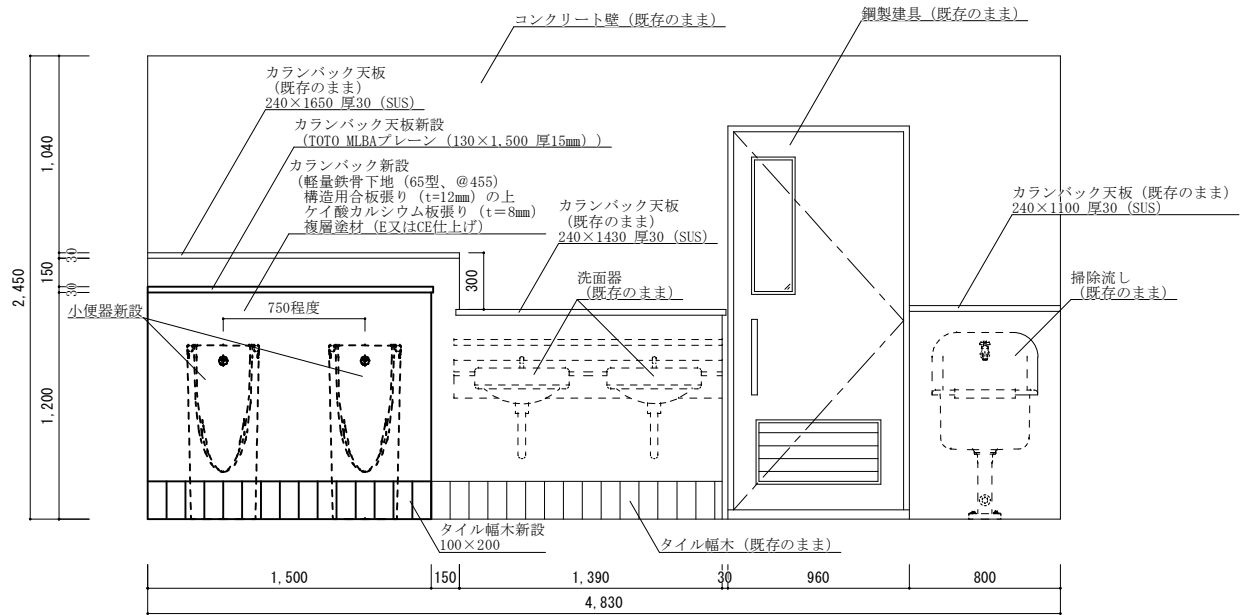


便所・洗面所・調理室平面図（4階）（改修後）S=1/50



既存カラパックはつり箇所
コンクリートブロック製 厚100
100×100程度

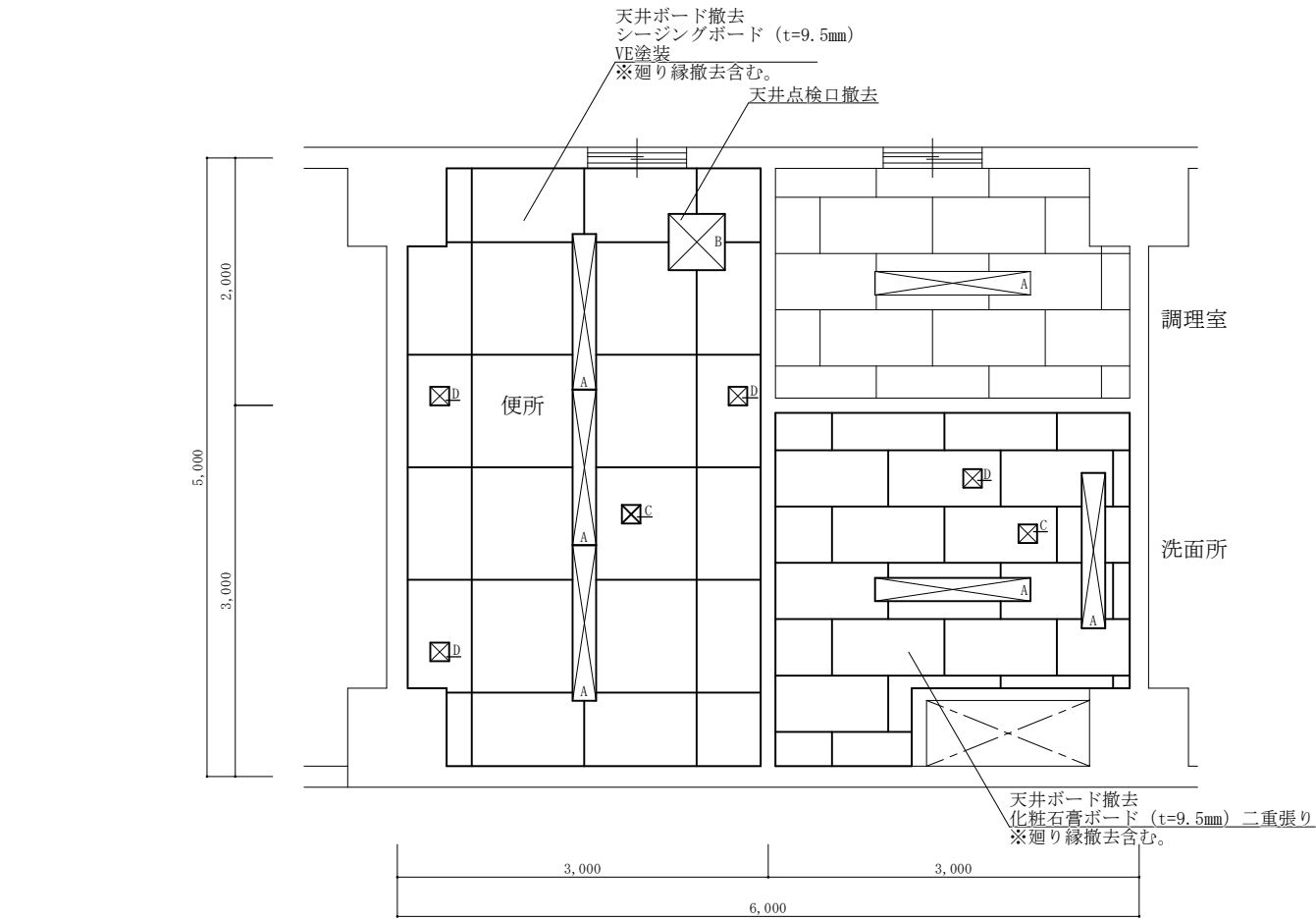
便所B面展開図（改修前）S=1/40



便所B面展開図（改修後）S=1/40

※ 展開図A・C・D面については、既存のままとする。

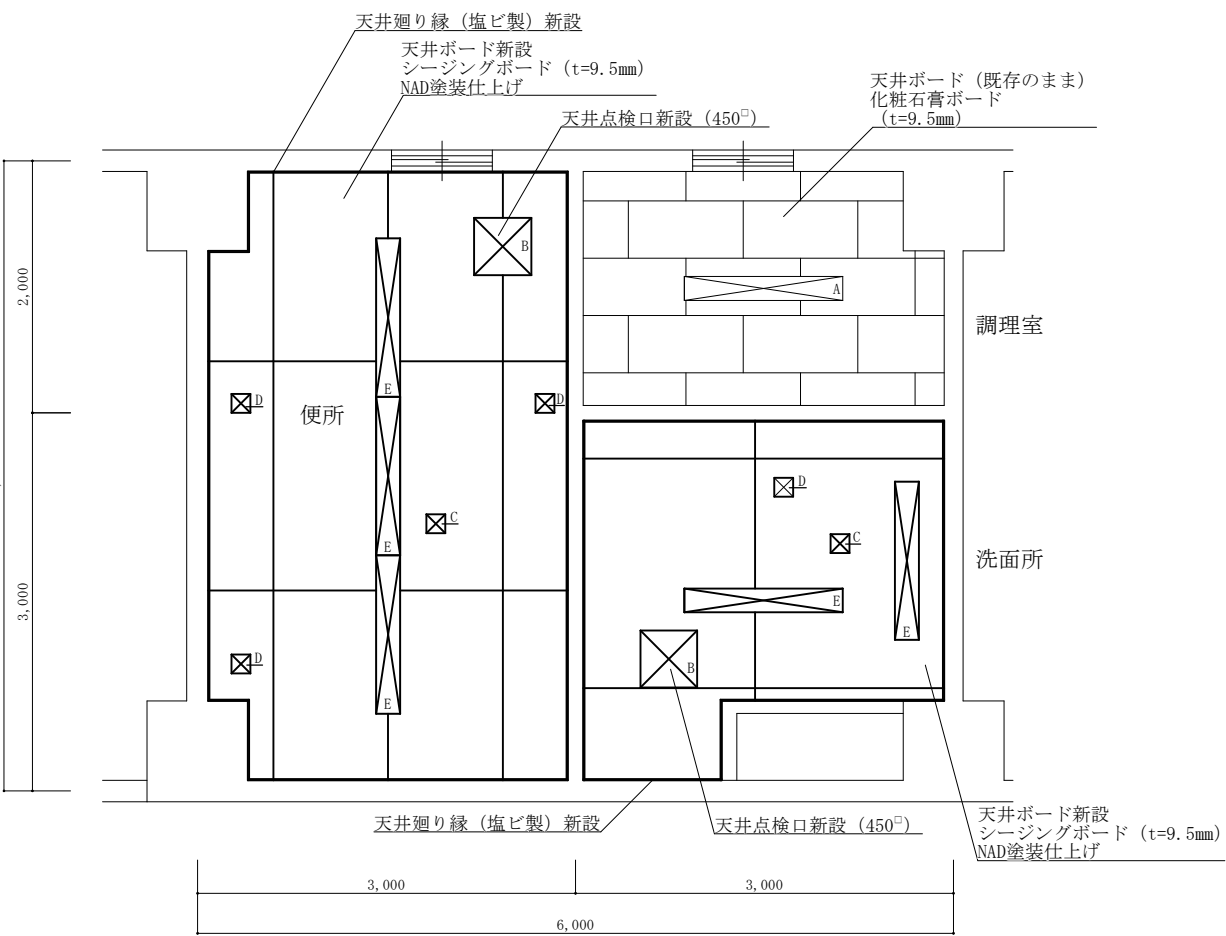
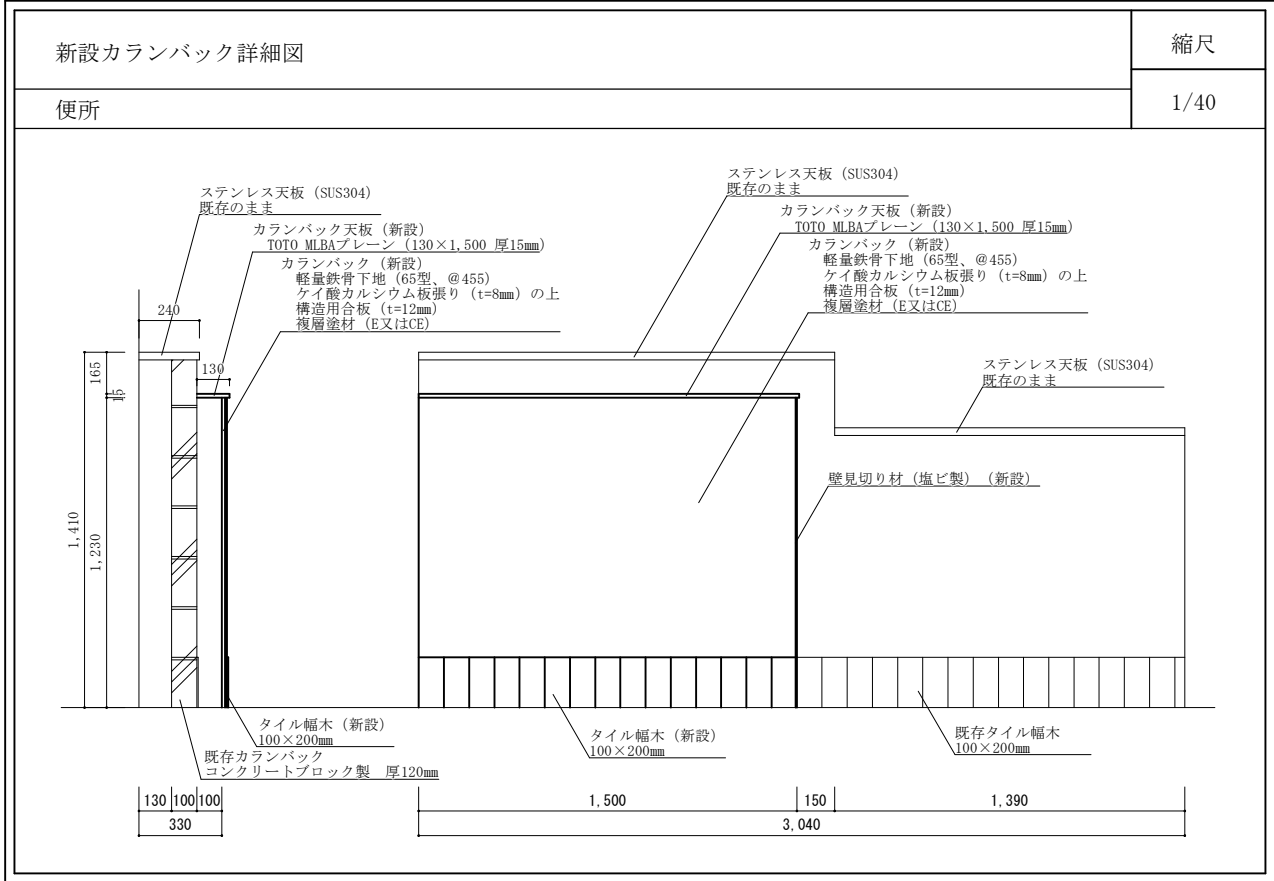
件 名	57号建物污水管改修工事（Ⅱ期）	図面記号	5/9
図面名称	便所・洗面所・調理室平面図（4階）（改修後前・後） 便所B面展開図（改修前・後）	縮 尺	図示



凡例

記号	規格
	照明器具用開口 190×1260
	天井点検口用開口 450×450
	ダウンライト用開口 100×100
	換気設備用開口 150×150

便所・洗面所・調理室天井伏せ図（3階）（改修前）S=1/60



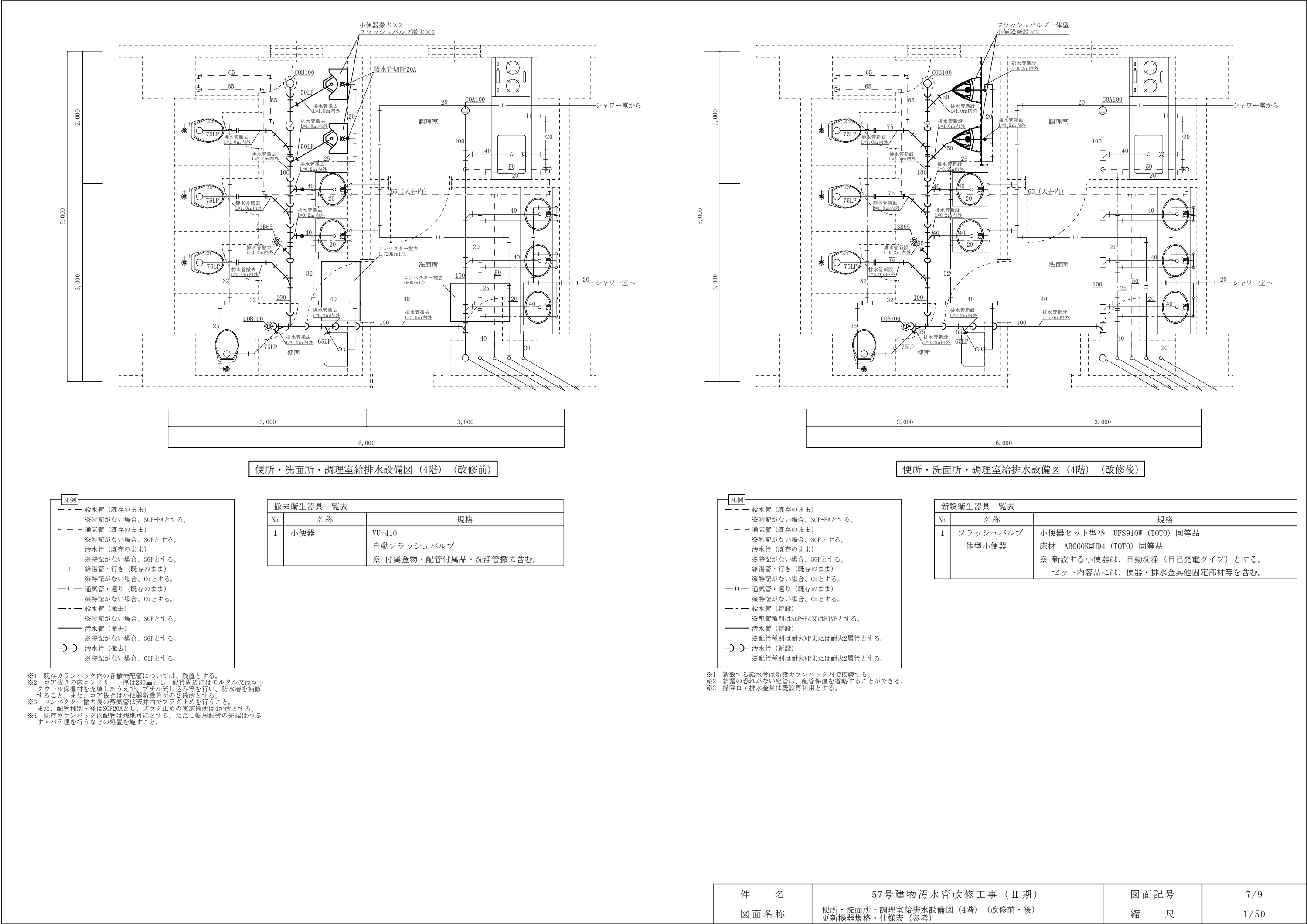
凡例

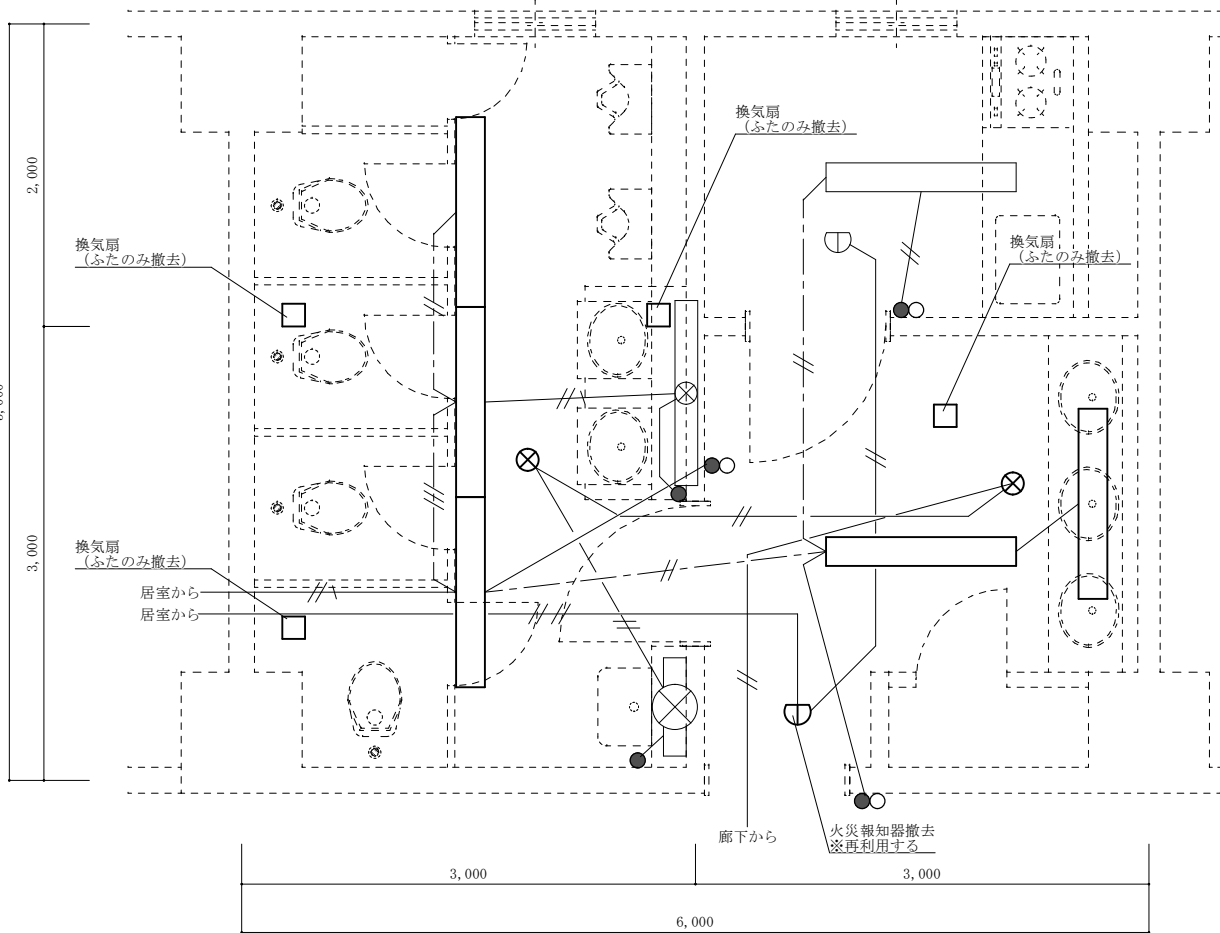
記号	規格
	照明器具用開口 190×1260
	天井点検口用開口新設 450×450 (開口部補強含む)
	ダウンライト用開口新設 100×100 (開口部補強含む)
	換気設備用開口新設 150×150 (開口部補強含む)
	照明器具用開口新設 190×1260 (開口部補強含む)

※ 新設する天井ボードは突付けとする。ただし下地の関係上目透かし張りとする場合は、目地をシーリング材（SR-1又はMS-2）で充填すること。

便所・洗面所・調理室天井伏せ図（3階）（改修後）S=1/60

件 名	57号建物污水管改修工事（Ⅱ期）	図面記号	6/9
図面名称	便所・洗面所・調理室天井伏せ図（3階）（改修前・後） 新設カランバック詳細図	縮 尺	図 示



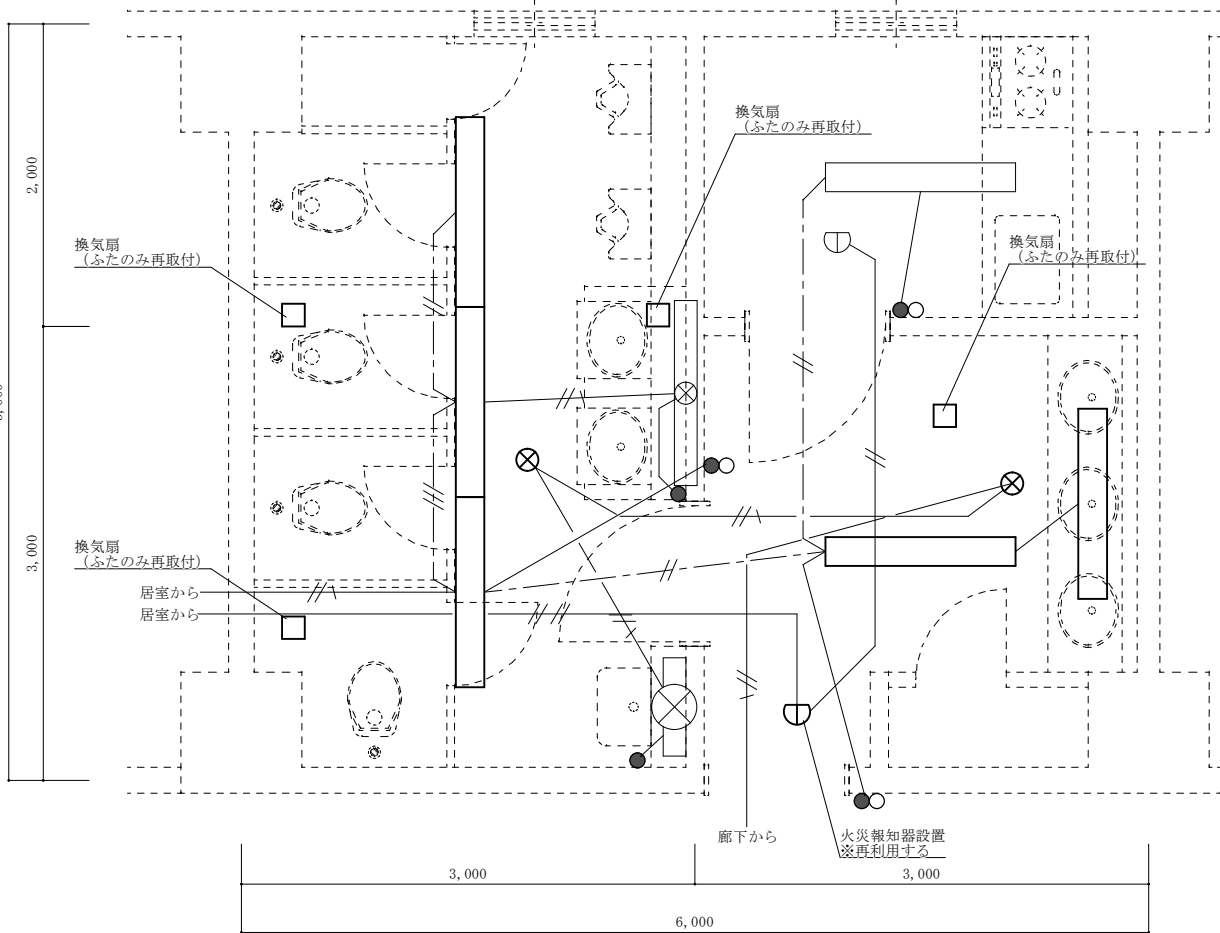


便所・洗面所・調理室電気設備図（電灯）（3階）（改修前）

凡例（改修前）

記号	規格
	金属管隠ぺい配線（既存のまま） IV1.6mm×2（E19）
	金属管隠ぺい配線（既存のまま） IV1.6mm×3（E19）※1本アース線
	天井内ころがし配線（既存のまま） VVF1.6mm-2C
	金属管隠ぺい配線（既存のまま） VVF1.6mm-3C
	LED照明器具（既存のまま） パナソニックNNLK41319（40W相当）（天井埋込型）
	LED照明器具（既存のまま） 40W相当（防湿・防雨型、ブラケット付）
	LED照明器具（既存のまま） 20W相当（防湿・防雨型、ブラケット付）
	タンブラスイッチ（既存のまま） 1P15A
	換気扇用スイッチ（既存のまま） 1P15A
	LED照明器具（撤去・再使用する） パナソニックNNLK41319（40W相当）（天井埋込型）
	LED照明器具（撤去・再使用する） 1L60W相当（天井埋込）

※1 特記がない場合は、上表凡例による。
※2 撤去機器（照明・換気扇・火災報知器等）は再利用とする。

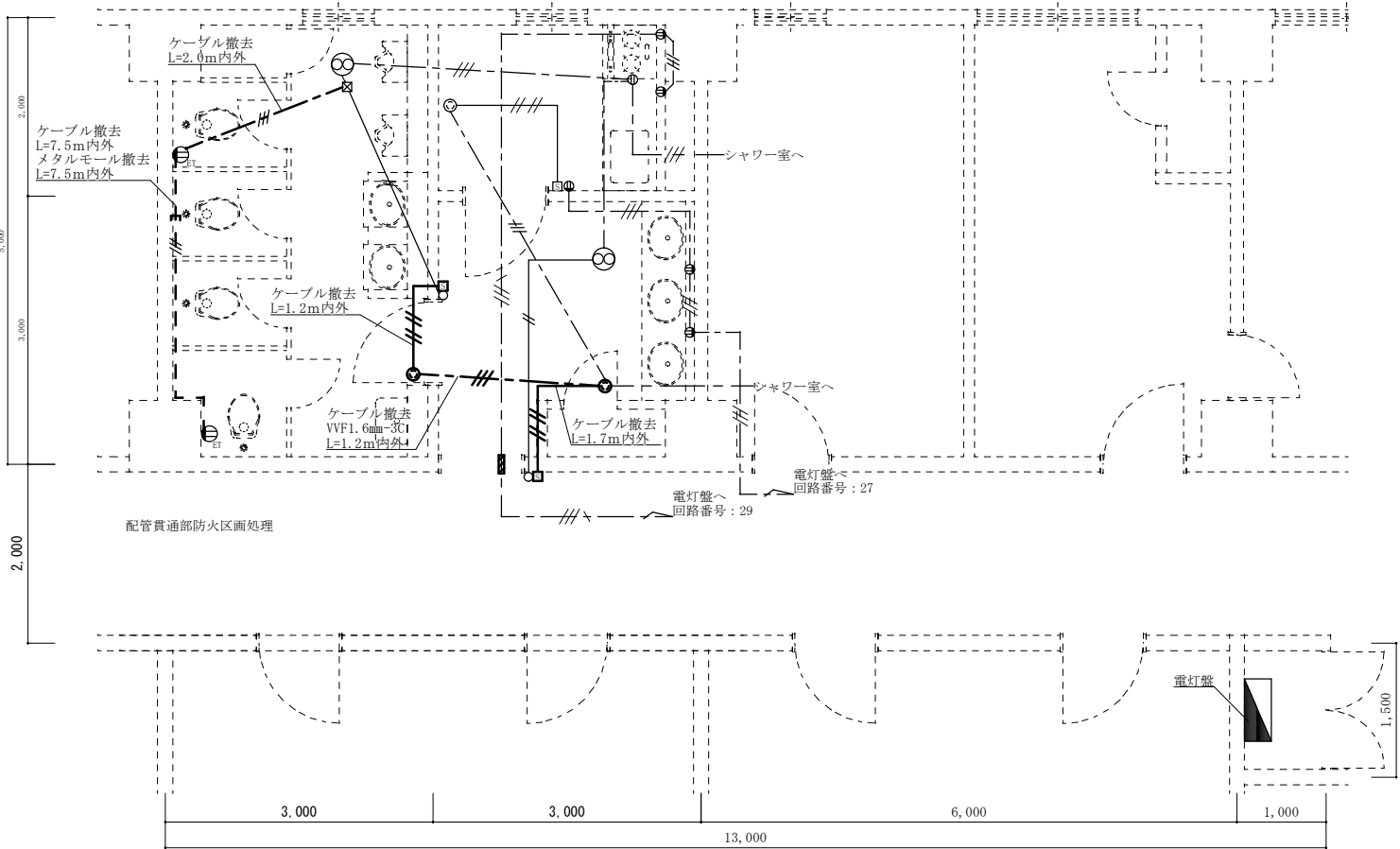


便所・洗面所・調理室電気設備図（電灯）（3階）（改修後）

凡例（改修後）

記号	規格
	金属管隠ぺい配線（既存のまま） IV1.6mm×2（E19）
	金属管隠ぺい配線（既存のまま） IV1.6mm×3（E19）※1本アース線
	天井内ころがし配線（既存のまま） VVF1.6mm-2C
	金属管隠ぺい配線（既存のまま） VVF1.6mm-3C
	LED照明器具（既存のまま） パナソニックNNLK41319（40W相当）（天井埋込型）
	LED照明器具（既存のまま） 40W相当（防湿・防雨型、ブラケット付）
	LED照明器具（既存のまま） 20W相当（防湿・防雨型、ブラケット付）
	タンブラスイッチ（既存のまま） 1P15A
	換気扇用スイッチ（既存のまま） 1P15A
	LED照明器具設置（再使用する） パナソニックNNLK41319（40W相当）（天井埋込型）
	LED照明器具設置（再使用する） 1L60W相当（天井埋込）

※1 特記がない場合は、上表凡例による。
※2 照明・換気扇・火災報知器等は既設再利用とする。

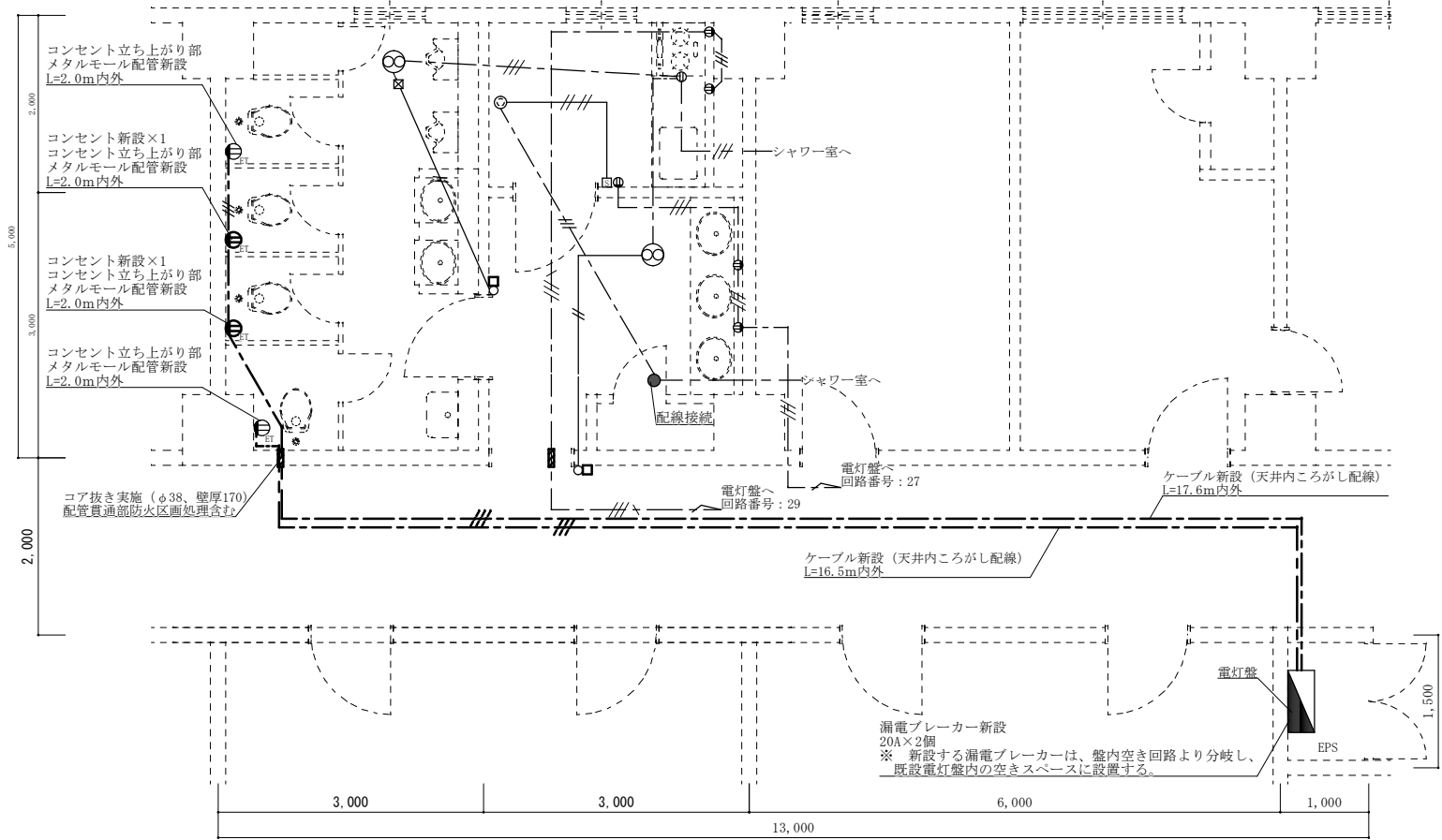


凡例（改修前）

記号	規格
	天井内ころがし配線（既存のまま） VVF1.6mm ² -3C
	天井内隠ぺい配線（既存のまま） IV2.0mm ² ×2（PF14）※1本アース線
	天井内隠ぺい配線（既存のまま） IV2.0mm ² ×4（E25）※1本アース線
	露出配線（撤去） EM-EEF2.0mm ² -3C（メタルモールA型）
	天井内隠ぺい配線（撤去） CVV2.0mm ² -3C（PF22）
	天井付きコンセント（既存のまま） 2P15A（引掛形）
	天井付きコンセント（撤去） 2P15A（引掛形）
	ファンコンベクター用スイッチ（既存のまま） 三段切り替えロータリースイッチ
	ファンコンベクター用スイッチ（撤去） 三段切り替えロータリースイッチ
	換気扇用スイッチ（既存のまま） 1P15A
	壁付きコンセント（埋込）（既存のまま） 2P15A
	壁付きコンセント（露出）（既存のまま） 2P15A（ET付）

※1 特記がない場合は、上表凡例による。
※2 撤去配線は、壁隠ぺい部等は残地可能とする。また、残地設備が正常に動作するよう、既存配線の再接続が必要な箇所は確実に実施すること。
※3 撤去配線残地箇所については、ビニルテープなどで絶縁処理を行うこと。
※4 便所内コンセント撤去範囲は3階・4階を対象とする。
※5 ファンコンベクター撤去に伴うスイッチ・コンセント撤去は3階のみを対象とする。

便所・洗面所・調理室電気設備図（コンセント・換気）（3・4階共通）（改修前）



凡例（改修後）

記号	規格
	天井内ころがし配線（既存のまま） VVF1.6mm ² -3C
	天井内隠ぺい配線（既存のまま） IV2.0mm ² ×2（PF14）※1本アース線
	天井内隠ぺい配線（既存のまま） IV2.0mm ² ×4（E25）※1本アース線
	露出配線（新設） EM-EEF2.0mm ² -3C（メタルモールA型）
	天井内隠ぺい配線（既存のまま） CVV2.0mm ² -3C（PF22）
	天井付きコンセント（既存のまま） 2P15A（引掛形）
	天井付きコンセント撤去部 天井内絶縁処理
	ファンコンベクター用スイッチ（既存のまま） 三段切り替えロータリースイッチ
	ファンコンベクター用スイッチ撤去部 めくらプレート新設
	換気扇用スイッチ（既存のまま） 1P15A
	壁付きコンセント（埋込）（既存のまま） 2P15A
	壁付きコンセント（露出）（既存のまま） 2P15A（ET付）
	壁付きコンセント（露出）（新設） 2P15A（ET付）

※1 特記がない場合は、上表凡例による。
※2 新設配線は、天井内ころがし配線とする。ただし、便所内コンセント新設部及びEPS内は露出配線とし、保護管を設ける。
※4 便所内コンセント新設範囲は3階・4階を対象とする。
※5 ファンコンベクター撤去に伴うスイッチめくらプレート設置は3階のみを対象とする。

便所・洗面所・調理室電気設備図（コンセント・換気）（3・4階共通）（改修後）

件 名	57号建物污水管改修工事（Ⅱ期）	図面記号	9/9
図面名称	便所・洗面所・調理室電気設備図（コンセント・換気）（3・4階共通）（改修前・後）	縮 尺	1/80